

P A Z内の施設敷地緊急事態における対応について

P A Z内の施設敷地緊急事態における対応について、災害時に対応すべき事項及び今後整理や調整が必要な点は、以下の通り。

1. 初動対応

- ① 警戒事態が発生した段階で、警戒本部を設置
 - ✓ 初動対応の整理（参集体制の確立、防護措置の準備等）が必要。
- ② 施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置
 - ✓ 初動対応の整理（参集体制の確立、防護措置の実施・準備等）が必要。

2. 住民への情報伝達

- ① 地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
 - ✓ 情報伝達手段の整理（本部等と一時集合場所との連絡、住民（施設敷地緊急事態要避難者がいる施設含む）への情報伝達等）が必要。

3. P A Z内の学校・保育所の児童等の避難

- ① 警戒事態になった時点で、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- ② 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。
 - ✓ 学校・保育所毎の個別避難計画の策定（連絡・引き渡し体制の確立、引き渡しができなかった場合の避難体制の確立等）が必要。

4. P A Z内の社会福祉施設の入所者への対応

- ① 受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。
- ② 無理に避難すると健康リスクが高まる者等は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避。
 - ✓ 社会福祉施設毎の個別避難計画の策定（連絡体制の確立、避難に必要な体制の準備、無理に避難すると健康リスクが高まる者への対応等）が必要。
 - ✓ 新設された社会福祉施設の避難先施設の調整・決定が必要。

5. P A Z内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ① 支援者の同行により避難可能な者は、避難先へ移動。
- ② 無理に避難すると健康リスクが高まる者等は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避。
 - ✓ 在宅要支援者の支援者及び避難手段の確保等が必要。

6. P A Z内の観光客等一時滞在者の避難等

- ① 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- ② 帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。
 - ✓ 連絡体制の確立、避難手段の確保等が必要。

7. P A Z内の観光客及び民間企業の従業員の数

- ✓ 観光施設、民間企業の場所及び人数の把握が必要。

8. P A Z内の海水浴場及び入場者の数

- ✓ 観光施設の場所及び人数の把握が必要。

9. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ✓ 想定対象人数、必要車両台数及び種類（バス、ストレッチャー車、車椅子使用）の把握が必要。

（参考）現時点での試算は以下の通り。

・ 想定対象人数	: 4, 8 6 6 (人)
・ バス (4 5 人乗)	: 1 3 5 + α (台)
・ ストレッチャー車両	: 2 6 + α (台)
・ 車椅子車両	: 5 3 + α (台)

1 0. 施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- ✓ 必要となる輸送能力の確保（自治体、社会福祉施設、バス会社、電力事業者等）が必要。

1 1. 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- ✓ 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者の近傍等に放射線防護施設があるか、連絡体制の確立、移送手段の確保等が必要。

1 2. 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- ① 避難経路として定められている道路等が使用出来ない場合は、新潟県、柏崎市及び刈羽村は、代替経路を設定するとともに、管理者は復旧作業を実施。
- ② 高速道路及び直轄国道については、国土交通省北陸地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、道路啓開等を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

1 3. 新潟県における降雪時の避難経路の確保

- ✓ 平時及び発災時における除雪体制の構築。

1 4. 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- ① 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ② その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
 - ✓ 情報伝達手段の整理（住民（施設敷地緊急事態要避難者がいる施設含む）への情報伝達等）が必要。

以上

令和元年度 新潟県原子力防災訓練 実施要領（案）

1 目的

- (1) 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国、県、市町村及び防災関係機関の相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民の参加により、新潟県原子力災害広域避難計画の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。

2 実施時期

- (1) 1日目：災害対策本部設置運営訓練等
令和元年 11月 8日（金）
- (2) 2日目：住民避難訓練等
令和元年 11月 9日（土）

3 参加機関

新潟県、内閣府、原子力規制庁、県内市町村、東京電力ホールディングス株式会社 ほか

4 訓練項目

1日目：災害対策本部設置運営訓練等

- (1) 県災害対策本部等運営訓練
- (2) オフサイトセンター運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練

2日目：住民避難訓練等

- (5) PAZ 内放射線防護対策施設の屋内退避訓練
- (6) PAZ 内住民の避難訓練
- (7) UPZ 内住民の屋内退避訓練
- (8) UPZ 内住民の一時移転訓練
- (9) 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練
- (10) スクリーニング・簡易除染訓練
- (11) 交通規制・警戒警備訓練
- (12) 広報活動訓練